

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の期中の評価)

平成16年8月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

事業採択後5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施箇所数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	16
緑資源機構事業	水源林造成事業	48
	緑資源幹線林道事業	9
計		73

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、各森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局一覧表別添1）
- ② 緑資源機構事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成16年4月から平成16年8月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。

結果については、地区別評価結果（別添2）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

直轄事業については各森林管理局において、緑資源機構事業については林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

1 直轄事業

国有林直轄治山事業

各事業地区毎の評価は下流域の保全、地元の要望等から事業を継続することが妥当との意見であったが、加えて、周辺環境や景観への配慮、現地に適合しやすい工種・工法の採用、現地発生材を利用したコストの低減に努めることとの意見が出された。

2 緑資源機構事業

(1) 水源林造成事業

森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道関連施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが妥当との意見が出された。

また、一部の事業地区については、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分について侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更すること、生育が遅れている一部の林分について当分の間必要最小限の保育等にとどめることとの意見が出された。

(2) 緑資源幹線林道事業

森林の有する多面的機能の発揮、林業・林産業の活動の見通し、地域振興への貢献度等を総合的に判断した結果、事業を継続することが妥当との意見であったが、加えて、稀少猛禽類の生息等が認められる区間については、調査を継続的に実施し環境保全に配慮して事業を実施することが妥当であるとの意見が出された。

また、一部の事業地区については、既設の公道等を活用し延長を短縮する等により事業効果の早期発現及び自然環境への負荷の低減等を図ることが妥当であるとの意見が出された。

各事業地区毎の第三者委員会の意見は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。

各委員会の委員構成は、第三者委員会名簿（[別添3](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。(問合せ先一覧表 [別添4](#))

直轄事業についての評価に用いたデータ等については、各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

緑資源機構事業についての評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において縦覧することとしている。

7 評価の結果

直轄事業の国有林直轄治山事業は、対象となる16地区について、評価を実施したところ、引き続き現計画で事業を推進することとなった。

緑資源機構事業の水源林造成事業は、対象となる48地区について、評価を実施したところ、引き続き現計画で事業を推進することとされた地区が32地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が16地区となった。

緑資源機構事業の緑資源幹線林道事業は、対象となる9地区について、評価を実施したところ、引き続き現計画で事業を推進することとされた地区が7地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が2地区となった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果 ([別添2](#)) のとおりである。